【令和７年度　能代市版】

能　代　市　不　育　症　治　療　費　助　成　の　ご　案　内

＊不育症治療：妊娠後、流産・死産を繰り返している場合の治療、検査をいいます。

・対　象　者　（※次の要件をすべて満たす方）

１）生殖医療専門医が所属する医療機関において不育症と診断され、不育症治療等の必要が認められた夫婦（事実婚夫婦を含む）。生殖専門医が紹介する医療機関での治療も助成対象です。
２）申請時に能代市に１年以上住民登録をしている（夫婦のいずれか一方でも可）
３）夫婦の双方が医療保険各法の被保険者、組合員、被扶養者である
４）夫婦の双方が市税及び国民健康保険税を滞納していない

・助 成 内 容

不育症治療にかかった自己負担額（検査、治療、薬剤費等。高額療養費や付加給付金、国県等からの補助金を除く）について、１年度（４月１日～３月３１日）あたり１５万円を限度に助成します。
令和７年４月１日から令和８年３月３１日までに受けた治療が対象です。

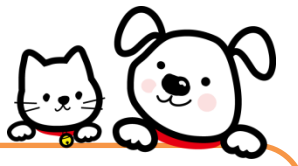

・申 請 書 類　　※郵送での提出も可能です

① 不育症治療費助成金申請書
② 不育症治療受診証明書（生殖医療専門医が記入したもの）　＊１
③ 医療機関が発行した領収書等の写し
※院外処方がある場合は、薬局の領収書及び明細書を添付してください。
※領収書等がない費用は助成できない場合があります。
④ 夫及び妻の住民票（マイナンバーの記載の**ない**もの）
⑤ 夫及び妻の納税証明書　＊２
※転入等で能代市での内容が確認できない場合は提出が必要です。
⑥ 夫婦の戸籍謄本（住所が同一でない夫婦や事実婚夫婦の場合）
⑦ 夫及び妻の医療保険各法の記号及び番号がわかるもの
※資格確認書、マイナポータルからダウンロードした医療保険の資格確認情報の写しのいずれか
⑧ 助成金振込先金融機関の通帳等の写し
⑨ 請求書＊１
⑩ 高額療養費や付加給付金等が分かるもの（該当者のみ）
⑪ 事実婚関係に関する申立書（事実婚夫婦の場合）＊１

＊１：①②⑨⑪は能代市ホームページからダウンロードするか、子育て支援課にお問合せください。
＊２：④⑤は、市が情報を閲覧することに同意される場合は、不要です。申請書に同意書がついています。同意されない方で、④⑤を無料で取得したい場合は、**事前に**子育て支援課までご連絡ください。

申請期限：令和８年３月３１日
※期限内に申請が間に合わない場合は、事前に子育て支援課にご相談ください。

※不妊治療も行っていた方はそれぞれ申請が必要です。

HP はこちら→

お問合せ先：能代市役所子育て支援課こども家庭センター　☎(0185)８９－２９４８